

## 律令制下における尾張・参河国名表記について

― 鎌田元一説の検証を兼ねて ―

福 岡 猛 志

### 一 令制国名表記検討の前提

今日でも用いられている尾張・三河という地域呼称は、古代令制下の国名に由来するものである。この国名を全国にわたって網羅的に記載しているのは『延喜式』と『和名類聚抄』であろうが、もとよりそれは、国の分立等によって新たに生じた国名を含めた、改定された二次的なものであり、公定がそれ以前に実施された事業であることは言うまでもない。この公式に定められ使用された国名表記（公定国名表記）が、何時、如何なる状況において確定されたのかということは、律令国家成立史上の一問題である。

公定国名表記成立の前提として、令制国の成立という問題があるのだが、『日本書紀』などの編纂された史料ばかりではなく、令制国の成立時点以前の時期のものと考えられる木簡に、国名に相当する地名が「国」字を付けたり付けなかったりしながら現れる。狭い地点では

なくそれなりに広域の地域名称がどのようにして発生し、その中から行政地名がどのように定められて行くのか、それは必ずしも解明済みとは言えない問題であるが、そのことはさておくとしても、「国」字があるものとなないものの関係については、一応の見通しをつけておかねばならないであろう。

そのためにはまず、令制国の成立について検討しておく必要がある。この点について、注目しなければならないのは、『日本書紀』天武十二年（六八三）十二月丙寅条・同十三年十月辛巳条・同十四年十月己丑条に記された「国境確定事業」である。大町健氏は、この国境確定の意義について、領域区画の国へと転換したものととして、「領域区画としての律令制的国の起点は、ここに求めなければならない」とされた。<sup>①</sup>館野和己氏は、「各国の範囲の画定とともに、国（国司）―郡（評）（司）の關係が明確に規定されるようになった」と<sup>②</sup>とされている。また、鐘江宏之氏は、早川庄八氏の七道制成立論を承けて、この事業の意義を、国造制支配原理の否定と、七道制確立の二面から論じ

られた。<sup>(4)</sup>

たしかに、領域区画としての令制国の編成原理は、評(郡)や五十戸(里)とは異なるものである。里が「戸令為里条」に「凡戸以五十戸為里」とあるように戸の数(従って人間の数)を基準に定めたものであり、郡もまた「戸令定郡条」に「凡郡以廿里以下、十六里以上、為大郡」とあることについて『令義解』が「郡不得過千戸、若余五十戸以上者、隸入比郡」と述べているように、人間の区分である里制の延長上に規定されているのに対して、<sup>(5)</sup>国はあくまでも領域の区画である。人間の区分である郡(評)―里制を管轄する郡司の上に、領域を管轄する国司が位置づけられることによって、領域的人民編成としての令制国制が出現する。その意味で、国境確定は、決定的画期である。森公章氏が「この時に令制国が成立すると考えられる」とされているのは首肯されるべきであろう。<sup>(6)</sup>丸山裕美子氏は、令制の国境が、山河などによって大まかに区画されていた国造の国境とは異なることを承認しつつも、支配レベルは違っても「国」が国造のクニを継承している側面(令制国の内に国造のクニの領域を継承している)に注目すべきであるとされるが、<sup>(7)</sup>異なる原理に基づくものの中にも継承される側面があること、段階を追って形成されてくるそのプロセスをおさえる必要があることについての指摘と、理解したい。

ただし、二つの点について留意しておく必要があると考える。一つは、周知のように、これ以前においても国司は存在していたのであって、ここにおいて国司の役割が転換したのだと見るべきであるということである。いま一つは、第一の点とも係わるのであるが、令制国の成立という場合には、領域のみでなく、地方行政の仕組みさらには国

が遂行すべき行政の内容そのものについても、確定されなければならないということである。大町健氏は、領域区画としての国の上に残っていた惣領の国が廃止された大宝令施行時を以って令制国が領域的人民支配の基本的領域区画として確立したものとされるが、大宝令の施行は領域区画を定めるにとどまらず、国という行政組織・行政単位が遂行すべき政治の内容についても定められたという意味でも令制国の確立時点であると言えるであろう。それは、令制的国司制の確立をも意味する。「職員令大国条」「戸令国司巡行条」に規定される国司の職掌が、令制国の機能を端的に表現する。大宝令と養老令とは、字句の相違を除き、基本的構造に変化はないが、大宝令成立以前の国司の職掌は、なおそれ以前のもを引きずっており、令制のそれとは異なる面があることについては、黛弘道氏が論じておられる。<sup>(8)</sup>

さて、実態史料である木簡の記載では、どのような様相が見られるのであろうか。最も多くの木簡が出土している三野(国)を例として、見て行こう。(以下は、独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所編『評制下荷札木簡集成』二〇〇六年 東京大学出版会に拠る。)

① 乙丑年(天智四年・六六九年) 三野国<sup>(4)</sup>ム下評

(石神遺跡出土)

② 丁丑年(天武六年・六七七年) 三野国加尔評

(飛鳥池遺跡出土)

③ 丁丑年(天武六年・六七七年) 三野国刀支評

(飛鳥池遺跡出土)

④ 己卯年(天武八年・六七九年) 三野国加尔評

(石神遺跡出土)

- ⑤ 庚辰年（天武九年・六八〇年）  
 （石神遺跡出土）  
 三野大野<sup>〔評カ〕</sup>
- ⑥ 癸未年（天武十二年・六八三年）  
 （藤原宮跡出土）  
 三野大野評
- ⑦ 甲申年（天武十三年・六八四年）  
 （石神遺跡出土）  
 三野大野評
- ⑧ 乙酉年（天武十四年・六八五年）  
 （石神遺跡出土）  
 三野国不<sup>□</sup>評
- ⑨ 戊子年（持統二年・六八八年）  
 （飛鳥京苑池遺構出土）  
 三野国加毛評
- ⑩ 丙申年（持統十年・六九六年）  
 （藤原京跡出土）  
 三野<sup>〔国カ〕</sup>□山方評
- ⑪ 戊戌年（文武二年・六九八年）  
 （藤原宮跡出土）  
 三野国厚見郡
- ⑫ 己亥年（文武三年・六九九年）  
 （藤原宮跡出土）  
 三野国各<sup>〔手カ〕</sup>□
- ⑬ ⑤⑥⑦と⑧以下とを対比的に見ると、国境画定（合制国制成立）以前の表記は、評―五十戸（里）が存在している当該地の地域名称を記しているのに対して、以後はそれが国名として公認されたもの（ただし、それは本稿の主題である公定国名表記とは異なる。「三野」の令制下における表記は「美濃」である。）と考えられそうである。その限りでは、結論的に言えば、令制国の成立時点の問題を、傍証することになる。
- ところが、①②③④の存在は、その反証となる。森公章氏は、先取

り的なものと見るか、あるいは令制国成立以前の国造のクニを基盤とする地域名を記したものと見るなどの考え方も可能であるとされた。<sup>⑤</sup>「先取りのなもの」というのは、概念があいまいであると思うが、「国造のクニを基盤とする地域名」というのは、ありうる想定であると思う。国造の管轄する対象領域を指す名称としては、国造という名称から考えても、「国」以外のものは考えにくい。『隋書』倭国伝に見える「軍尼」は人数表記であるから、「国造」を指すものであろうが、それは他ならぬ「クニ」を管轄するが故の呼称である。

このように考えた場合に問題となるのは、国造と評の関係如何ということである。『国造本紀』に寄れば、美濃国の範囲には、額田国造、三野前国造、三野後国造が存在した。（額田郡が参河国以外には見出されないことから、額田国造を参河に求めようとする見解もあるが、『国造本紀』の記載順、美濃国池田郡額田郷の存在、額田国造が和邇臣系であることによって、近江ないし美濃に求める「通説」に従う。）それ以外に、『古事記』開化段には三野国之本巢国造、『日本紀』所引『上宮記』の「一云」には牟義都国造の名が見える。牟義都は木簡①の「ム下」に他ならない。三野前国造・三野後国造は三野国に引き継がれ、本巢国造・牟義都国造は評↓郡に、額田国造は里に引き継がれる。

この場合、「国」字を記さず地域名称のみを記しているのであれば、それは場所を指示するに過ぎないから、「評―五十戸」の上に冠せられていてことに違和感がないが、「国」字を添えている場合、それを単純に「国造のクニ」とみなすならば、国造が上位の概念ということになり、評制の成立について、段階的成立説・孝徳朝全面施行説のい

ずれの立場に立つにせよ、評制が国造制を克服するものとして採用されたものと見る限り、整合性を欠く。「国造のクニを基盤とする地域名」というのは、「国造制のもとでのクニの名称を引き継ぐ地域名」として、(地域である以上は、当然一定の領域を指示することも当然であるが)これをあくまでも地名としてみようとするとするものと解釈したい。「評—五十戸(里)」という地域行政単位が存在するその当該地域を指すものであろう。

いずれにせよ、現段階では、全体として「国」字の有無で令制国の成立を直接に論じることが出来ないのだが、さしあたり、⑧以下と、①④の「国」字は、意味が異なるものとしておく他はあるまい。国境が定まる前の国司とそれ以後の国司を同一視できないのと同様である。

国造制と評制との関係は、なお研究されなければならない課題であると思うが、現時点では、鎌田元一氏の、孝徳期における一斉建評を認めるとともに、「孝徳朝以後における国造の存在はそのまま領域としてのクニの存続を示すものではないこと、即ち評制と国造制が地域的に併存するのではなく、次元をことにして重なり合って存在する」とされる見解<sup>10)</sup>を支持したいと思う。それは、仁藤敦史氏の、国造・評造・五十戸造のそれぞれの階層に於ける税の貢納・人の徴発の分担を想定する見解<sup>11)</sup>と整合的であると思うし、さらに、個人負担の問題まで含めて、木簡の多様な記載を総体として把握する視点を提起するものであると考える。国名表記のあり方もこれと無縁ではあるまい。

## 二 公定国名表記成立時点検討の方法

令制国成立に伴い、国名表記が公定されたであろうが、それは、ある時点において、全国一斉に行われたものであろうか。それとも国ごとに、それぞれの時点で行われたものであろうか。前者だとすれば、それは何時のことであるのか。後者だとすればかなり随意的に行われたのか、あるいは、特定の期間において実行されたのか。こうした問題は、どのような方法によって、解明されるのであろうか。

この問題に対して、公定以前と以後の国名表記を持つ実態史料の分析によって、帰納法的に接近しようとされたのが、直木孝次郎氏<sup>12)</sup>と野村忠夫氏<sup>13)</sup>である。その結果、両氏ともに公定国名表記の成立時点について、ある程度の時間幅を認める結果となった。ただし、その時間幅というものが、その間のどこか特定の時点という意味なのか、その幅の中で順次成立して行くという意味なのかは、必ずしも明確に論じられていないわけではない。大宝令施行後の時期について「なお画一的な歩みをとらず、また公定されながら、一方で旧表記が併用される一面があった」が、和銅六年までには「ほぼ全国的に公的な国名表記の画一的な定着化が終了していた」とされる野村氏の表現からは、後者のニュアンスが感じられるのではあるが。

両氏の方法と結論に対して批判を加えた鎌田元一氏は、「事柄の性質から見て、その完全な定着についてはともかく、少なくとも表記の公定それ自体はある時点で一斉になされたとみるべきではないだろうか」とされ、「(直木・野村)両氏の用いた史料と方法によっても、律

令制国名表記の公定が行われた時期をほぼ特定の時点にまで絞り込むことができるのである」と言われる。なぜ、それが可能か。「ある時点で一斉になされると見る限り、ある国に関するある時点の史料にすでに改定された新表記が認められれば、それは単にその国のことだけにとどまらず（中略）、一般的事実として取り扱うことができる」のだから、「改定された史料の上限と旧表記による史料の下限とを追求すれば、適切な史料に恵まれる限り」その転換時点を特定できるからである。

鎌田氏は、その上限・下限が同一の国のものである必要はないともされるのであるから、図式的に言えば、検討の仕方は以下のような。まず、どの国のものであってもよいから、旧表記を持つ史料をすべて網羅しその中の下限を確定する。一方、同じ要領で新表記史料の上限を確定する。そうすれば、転換の時点すなわち公定の時点は、前者の下限以降・後者の上限以前ということになる。理想的に言えば、下限と上限とが接続しているのが望ましいし、そうでなくてもその間隔が狭いほど時点を特定し限定できることになる。「適切な史料に恵まれる」ということは、そういうことを意味するであろう。

この方法は、一見したところ極めて論理的に思われるのであるが、国名表記を持つ史料の具体相に即して検討してみると、様々な不都合が生じてくる。一つには、鎌田氏も自認されているように、下限というものは明確に定めることが出来ない性格をもっているのである。新表記出現以後の旧表記という事例が存在するが、それは、不注意・不徹底による遺存例なのか、許容された併用例なのか、それ自体として区別がつかないし、そのいずれであっても史料上の下限は、公定の時

点とは直結しない。とすれば、旧表記は基準とは出来ないから、新公定表記の上限のみが基準となる。鎌田氏は「新表記の上限はよいとしても」とされるのだが、実は、事はそう簡単ではない。鎌田氏の論理が貫徹するためには、公定国名表記はあくまでも「新表記」であって、「旧表記」から転換したものでなければならぬ。「旧表記」時代から使われてきたものを追認して公定したものであれば、その表記は、時点を定める基準にはならない。出雲がその例に当たるとは、既に野村氏も指摘される場所である。また、後述するように、尾張・尾治は併存しており、公定表記でもある尾張の初見は、天武期に遡る。しかし、この存在をもって、律令制国名表記の成立を天武期に求めることができないことは、言うまでもあるまい。そもそも、新表記の出現は表記公定と言うことが出来るのか。つまり、この方法は、成立しないのである。

そのためであろうか、鎌田氏は、上限問題についても触れられないまま、「適切な史料」の探索を放棄し、『続日本紀』大宝四年四月甲子（九日）条に見える諸国印の鑄造を契機として公定がなされたとする新説を提起された。この見解は、論理としては説得力を持っていると思う。国印鑄造を一つの定点として、諸史料の整合的な理解が可能かどうか、検討してみる価値があるだろう。なお、国印の形状そのものが国名の二字表記を要求するという鎌田説は首肯できるが、それだけではすでに二字表記になっている多くの国名表記をさらに改訂するという必然性は出てこないと思う。表記改定の背景として、例の「好字・嘉名」に通じる意識があったのかもしれないが、それで説明できる事例は少ない。さしあたり成案はないが、問題点の一つとして指摘

しておきたい。

### 三 尾張の国名表記

以上の点を踏まえて、尾張国の表記について検討してみよう。木簡の記載から見れば、尾張国については、尾張と尾治の二つの表記があった。また、人名の場合にも尾張王・尾治王が諸史料に見られる。「ヲハリ」が小治・小墾に由来するであろうことも、しばしば指摘されるところである。尾張が公定国名表記であるのに対して、尾治が公定以前に見られる表記であることは間違いない。しかし、単純に、尾治から尾張に転換したとは言えないことについては、すでに、旧稿において指摘したところである<sup>(15)</sup>。

すなわち、年紀を記す尾治表記の木簡の初出年次は辛卯年（持統五年・六九一年）であるのに対して、岸俊男氏が、天武十年（六八一年）閏七月前後のものと指摘されている飛鳥古京木簡に、「尾張」表記の削屑木簡が認められること、藤原宮木簡にも「尾張国□□評」があること、さらに、四日市市西ヶ丘遺跡出土の須恵器へラ書き「尾治山寸」と大県神社所蔵の須恵器のへラ書き「尾張山寸」が併存することを指摘し、尾張・尾治の並存の事実と尾張先行の可能性について述べたのである。その後の新出木簡の集積によって、事態はますます明瞭になった。改めて、確認して行きたい。（なお、以下の木簡は、いずれも『愛知県史』資料編6・7に、法量・出土遺構などの注記とともに釈文・写真が収められているので、ここでは文章のみを掲げる。）

○ 評制下の木簡で年紀を記すもの。

- ① 戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸  
・韓人部田根春赤米斗加支各田部金
  - ② 辛卯年十月尾治国知多評  
・入見里神部身閑三斗
  - ③ 乙未年 尾<sup>(治)</sup>部<sup>(守)</sup>部<sup>(守)</sup>部<sup>(守)</sup>（「乙未年」の下に、二行に割書き）
  - ④ 丙申年九月廿五日尾治国尔皮評<sup>(敢)</sup>人<sup>(右)</sup>部<sup>(部)</sup>
  - 年紀を欠くが、「五十戸」表記のもの。
    - ⑤ 尾治国山田評山田五十<sup>(戸)</sup>部<sup>(人)</sup>
    - ・三<sup>(家人)</sup>部<sup>(部)</sup>万呂米五斗
    - ⑥ 尾張海評堤<sup>(田)</sup>部<sup>(五十)</sup>部<sup>(戸)</sup>部<sup>(九)</sup>
    - ⑦ 尾治<sup>(部)</sup>部<sup>(部)</sup>評嶋田五十戸
    - ・□<sup>(部)</sup>部<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup>
    - ⑧ 尾張海評<sup>(部)</sup>部<sup>(部)</sup>五<sup>(十)</sup>部<sup>(戸)</sup>部<sup>(九)</sup>
    - 「評」里」表記のもの。
      - ⑨ 尾治国春部池田里  
・三人部<sup>(部)</sup> 米六斗入
      - 「評」のみ分かるもの。
        - ⑩ 治国春部春<sup>(部)</sup>部<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup>
        - ⑪ 尾治国羽栗評<sup>(部)</sup>部<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup>  
・人椋橋部刀良<sup>(国)</sup>部<sup>(六)</sup>部<sup>(九)</sup> □<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup>
        - ⑫ 尾張国<sup>(部)</sup>部<sup>(部)</sup>部<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup> □<sup>(部)</sup>
- ①は、国名表記問題にとどまらず、検討すべき多くの問題を含む木簡である。まず、津嶋五十戸（津嶋里）は、『和名抄』にも見えず、

(牛頭天王信仰の拠点である津島社も、『延喜式』に見えない。) その解釈がさまざまに試みられてきたのだが、それらの議論は根底から立て直さなければならぬ。この木簡は、現状に於ける「尾張」地名の初出史料であるとともに、里名としても「津嶋」が最も古い時点で確認されるものとなった。『和名抄』記載の郷名の性格、『古律書残篇』との関連、津島社の問題など、多くの検討すべき課題が生じている。また、「春赤米」は「春赤米」の誤記であるが、韓人部という渡来系的人物が負担していること、その丈量責任者として各田部(額田部)の名が見られることも注目されることである。天平期には、海部郡の主帳として額田部がいることが確認されている。ところで、赤米は、酒造米として用いられるが、「天平六年尾張国正税帳」(正倉院文書)によれば、大炊寮に納める酒料赤米二五九石を調達するために、正税額稲五一八〇束が充てられている。一束が稲穀一斗であるから、五一八〇束ならば、五一八石となる。これを春米にすれば、米二五九石になる。等価購入である。この点を含め、郷名、個人名などの赤米木簡について考えるべきことを旧稿で指摘しておいたが、<sup>16)</sup> 戊寅年木簡の登場により、この点はさらに詳細な検討が必要になったと考える。さて、①から④の、年紀を記すものだけを見れば、戊寅年は天武七年(六七八年)、辛卯年は持統五年(六九一年)、乙未年は持統九年(六九五五年)、丙申年は持統十年(六九六年)であるから、①が飛び離れて古く、先述した天武十年の可能性を含む「尾張」記載の断簡を含め、尾張表記が尾治表記に先行するように思われるのであるが、「五十戸」表記が「里」表記に転換するのが天武末年から持統初年にかけてのことであるから、<sup>17)</sup> ⑤から⑧は、②③④には確実に先行し、①に先

行あるいは平行する可能性が十分にある。したがって、ここから間違いないと言えるのは、尾張・尾治の併用ということにとどまる。なお、⑨は、一字表記される評であり、『和名抄』によれば海部郡に嶋田郷が存在するから、「海評嶋田五十戸」である。⑥⑦⑧は、同じ評において、両者が併用されていたことを物語る。

では尾張への公定時点については、どのように考えられるか。その初出が問題にならないことは、見てきた通りである。とすれば、「尾治」表記のあり方を検討しなければならないのだが、鎌田説の大宝四年をも念頭に置きながら検討したい。評制下のものは既に論じたので、ここで対象となるのは、大宝令以後のものである。

⑬ 尾治国知多郡

・大宝二年

⑭ 尾治国知多郡贄代里

・丸部刀良三斗三年九月廿日

⑮ 和銅五年逃 尾治国鮎市郡(神龜三年山背国愛宕郡出雲

郷雲上里計帳)注記)

⑯ 尾治国海郡嶋里人

・海連赤麻呂米六斗

⑰ 尾治国海郡

・尾

⑱ 尾治国知多郡<sup>(贄カ)</sup>

・白髪部馬見塩一斗

⑭は、年号を記さず単に「三年」とのみ表記したものであるが、大宝建元によって干支表記から年号表記に転換した最初だから、年号を

書けばそれで通用したものととして、「大宝三年」と理解しようという説に従っておきたい。⑩⑪は、「郡」だから大宝元年以降、郡里が一字表記だから和銅六年（七一三年）以前。この和銅六年以前の意味であるが、この「以前」というのは下限を示すものであるから、いずれも⑬⑭と同時期のものである可能性を排除するものではない。⑮は大宝元年以降という以外に時点を特定できない。

⑮は、神龜三年（七二六年）の計帳の人名の下に記入された、逃亡年と逃亡先であるが、これは和銅五年段階での記入を引き継いで写したものである。和銅六年の地名表記原則の制定直前の「鮎市郡」表記として注目されるものであるが、「尾治国」については、さしあたりこれが下限となる。この場合の下限は、これ以前という意味ではなく、まさにことと特定される時点のありうべき下限である。

鎌田説が成立するためには、⑯⑰を記載内容から特定される時間幅（大宝元年～和銅六年）の中でも初期の大宝四年以前に位置付けた上で、⑮については、公定以後の遺存例とみなさなければならぬが、その想定自体は、それほど無理なものではあるまい。

しかしながら、鎌田説は、実態史料の分析を棚上げして提起されたものであり、上限・下限論が放棄されているのかどうか、必ずしもはっきりしていないが、少なくとも新表記上限論は尾張において破綻しているし、また、新表記への変換⇨公定論も、同様である。尾張は、既存の表記の中から、選択して特定したものであり、新表記ではないのである。元来公定表記と一致している場合（出雲）、複数の表記から一つを選定した場合（尾張）を捨象するわけには行かないであろう。

#### 四 参河の国名表記

参河国に関しては、史料のそれぞれを整理することによって、端的な時代区分が可能である。まず、「国造」の時代においては、律令制下の参河国の地域は、参河と穂の二つの「クニ」から成っていた。それが律令国家のもとでの国としては、参河に統合されたのである。穂国は、参河国の一部としての穂評・穂郡となり（その領域はさらに分割されて、飽海・八名郡が成立し、さらには、設楽郡が分立される）、二字表記への転換によって宝飫郡となったが、誤記された宝飯郡が定着し、やがて「ほい」郡となった。「みかはのくに」と「ほのくに」は並立していたのだから、「男川・豊川・矢作川と三つの大川がある故三川と名づく」という本居宣長の説（『古事記伝』二十二之巻）は成立しない。豊川（古代には飽海川と呼ばれた）は、元来穂国に属する川であり、参河のものではない。また兩國の境の川でもない。穂国と並立する時代の三川（三河・参河）の国名の根拠にはなりようがない。近年、

##### ① 三川穂評穂里穂部佐

という木簡が出土し、宝飫郡の前身が間違いなく穂評であることが確認された。おそらくその中心的地域に穂里が存在したのであろうが、地名を負った部姓の住民が居住していたことも確かめられた。穂五十戸の時代からのものである。その管掌氏族としての穂君・穂別などの存在も、想定されるところであり、三川穂国造・三川三保君（『天孫本紀』）との関係も検討しなければならないであろう。なお、この



木簡が「国」字を記していないのは、里表記であることから考えても、国制成立以前のものであるからではなく、書き落としてであろう。「津嶋五十戸」木簡とは意味が違う。

さて、参河国については、評制下の木簡の表記は、例外なく「三川」である。年紀を記すものは、次の三点である。

- ② 壬辰年九月七日三川国鴨評□□
- ③ 壬辰年□□日 三川国□□<sup>(鴨カ)</sup>
- ④ 高橋里 物部□乃井六斗
- ⑤ 山田里物部□□米六斗<sup>(庚寅カ)</sup>

庚寅年は持統四年（六九〇年）、壬辰年は持統六年（六九二年）であるが、これに対して、年紀を記さないが

⑤ 三川国青見評大市部五十戸  
 というものがあって、「五十戸」表記であるから、時期としては、これは①②③④に先行する。

一方、「参河」表記の初出は、

- ⑥ 参河国飽海郡寸松里海部宇麻呂春糯
- ・米五斗 和銅二年十二月无位主帳石部国麻呂
- ⑦ 三川国飽海郡大鹿部里人
- ・大鹿部塩御調塩三斗
- ⑧ 三川国額田郡□□

いずれも大宝令以降のものであるが、前者は里名が三字であることからすれば、和銅六年以前という事になる。和銅二年より前とすれば⑥とは矛盾しないが、大宝令施行が表記転換の画期ではないことを示している。もう一点問題となるのが、藤原木簡の

- ⑨ 参河国波豆郡矢田里白髮部小□□

である。幡豆郡の表記は、平城木簡では、基本的に「播豆」であるが、それ以外にも「芳豆」・「芳図」があり、藤原木簡に「三川国波豆評」が認められる。波豆が、藤原京時代の相対的に古い表記であると考えられるが、時期を厳密には決められない。しかし、⑥より古いという論拠もない。

これを要するに、参河の場合には、鎌田氏の大宝四年説を承認すれば、木簡史料を矛盾なく説明できることになる。つまり、参河の事例は、鎌田説を間接的に補強する意味を持つ。しかし、念のために付け加えるが、そのことによって、直接、鎌田説の正しさを論証するものではない。なお、『続日本紀』にそれぞれ一箇所見える「三河」「参川」は、写本におけるミスであろう。「正倉院文書」の天平宝字頃の「官人歴名」（続々修四帙五卷）における「三河目」「三川史生」は、誤用（略記ないし慣用的遺存）であろうが、「造金堂所解案」（同四五帙五卷）における「三川白絶」は、固有名詞的な用例かもしれない。人名が「三川」であることは、前述のごとくであるが、延暦十年の年記を記す長岡京木簡に、「三川直弓足」の名が見えて、地名表記とは異なって、人名の場合には旧表記が生きていることは、和銅六年の地名改定後も、神社名・人名が旧態を遺すことと同様である。

## 五 まとめに代えて

尾張・参河の公定国名表記の成立について検討した結果から見れば、それ以後の尾治・三川表記を違存例として処理するかぎり、大宝四年の国印鑄造を契機とするという鎌田元一氏の提言は、それとして成立するであろう。しかし、旧表記から新表記ということについては、転換のみでなく、選択的特定という事例を認めなければならぬ。同時に、「完全な定着についてはともかく、少なくとも表記の公定それ自体はある時点で一斉になされたときとみるべきで」あるとされた点についても、確かに事柄の性格上そのように考えることは合理性をもっていえると思われるのだが、「国印の鑄造・頒下以前の史料がすべて旧表記によっている」という認識は、尾張の例で覆される。また、木簡以外の検討も必要である。

二つの史料を取り上げたい。一つは、直木・野村両氏も触れられている、『職員令集解』に引かれる「官員令別記」である。ここには、常陸国・倭国・川内国・津国・山代国・伊勢国・紀伊國など、「新旧」の国名表記が混在している。この別記の成立年代は、『職員令集解』典葉寮条に乳戸五十戸とあるものと『続日本紀』和銅六年五月丁亥条に山背国に設置された乳牛戸を同一と見てこれを上限とし、諸陵式別記にある陵守所在国に和泉国が見えないことから、靈龜二年四月甲子の和泉監設置を下限とする、また大宝令に乳戸が見えるが、実態の設置は和銅期まで下がり別記はその後の完成と見る青木和夫説<sup>19</sup>があるが、これについては、乳牛戸の設置を「別記」に予定として記されて

いた部分の実置に過ぎないとする狩野久氏の批判がある。狩野氏は、付属法たる別記の作成年を確定するのに、明法家注釈書と同様に上限下限法を適用するのはいささかの外れである、法の制定と施行発布とは必ずしも言えないからとされる<sup>20</sup>。確かに青木説でも、大宝令と実態との関係では、この論理が用いられているし、だとすれば、それは別記にも適用するのが一貫性というものである。青木氏は、原理を使い分けている。また、新井喜久夫氏は、大宝令以前すでに根幹が成っていたものを、大宝令撰修とほぼ時を同じくして、大宝官員令の別記として編集しなおしたのではないかと推定された。そして乳牛戸の設置まで別記の完成を延ばしたとすれば、同様に典鑄司雑工戸の設置まで延引すべきであるのにそうはされず、一方は別記に予定として記載され一方は記載されなかったことについては、品部と雑戸の性質の違いにその理由を求められている<sup>21</sup>。野村氏は、それらを踏まえ、別記の成立を八世紀初頭とされる。私見によれば、新旧国名表記の混在するこの別記を、和銅六年五月まで下げるのは、行政地名表記原則の公定そのものあり方から見ても、問題があると思われる。というのは、郡郷の名称に「好字・嘉名・二字」を用いることが命じられたのは、まさしく和銅六年五月のことである。この前提として、国名については「解決済み」であるはずである。その段階で、新旧混同なら、誤記ないし遺存例とせざるを得ないであろう。

いま一つは、これも野村氏が分析された『賦役令集解』調庸物条の「古記」所引の「民部省式」で、これも「新旧」国名が混在する。井上辰雄氏は、まず、出羽・丹後・美作の国が記載されていないことを以って、和銅五年・六年以前のもたとされる。その上で、記載内容の

詳細な分析によって、これを大宝令付属の式と論定され、したがってその成立を大宝元年から和銅五年にいたる十年の間とされているが、野村氏は、大宝元年六月から三年五月成立の可能性を指摘されている。

この「官員令別記」と「民部省式」という二つの史料は、『令集解』に見られるものであるが、どちらも、明法家の解釈ではなく、法令そのものであるから、これほど多数の旧表記は、「完全な定着についてはともかく」という言葉で説明できるような、誤用ないし不徹底による遺存例とは考えにくいのであるまいか。一方では、大宝令付属の式であると考えられることも含めて、いずれも大宝年間の成立として合理的に解釈できるのであるから、鎌田氏の大宝四年<sup>11</sup>国印鑄造契機説成立の妨げにはならない。

しかし、「一斉の公定が、すなわち一斉の改定」であるということ論証されていないし、野村氏が論じられたように「ミノ」「シナノ」には変遷が認められ、「ヨハリ」には併存が認められた。他国についても、公定以前にすでに新表記が使用され始めていた場合がありえたことを考慮に入れば、「一斉の公定」以前には、新旧表記の混在・あるいは公定前後の国名の混在があったというのが史実であろう。これを踏まえれば、鎌田氏の大宝旧年説は承認されるであろう。ただし、新旧の転換と解される鎌田説は、その点においては修正されなければならぬ。国名変遷の実際と、公定対象の選定過程は、もう少し多様だったのではあるまいか。

注一覽

- (1) 大町健「律令制的国郡の成立」『日本古代の国家と在地首長制』一九八六年 校倉書房 所収 初出一九七六年
- (2) 館野和己「律令制の成立と木簡——七世紀の木簡をめぐって——」『木簡研究』第二〇号一九九八年
- (3) 早川庄八「律令国家」『日本の歴史』四(一九七四年 小学館)および「律令制の形成」『岩波講座日本歴史』二一九七五年 岩波書店 所収
- (4) 鐘江宏之「国制」の成立——令制国・七道の形成過程——(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 上巻』一九九三年 吉川弘文館 所収)
- (5) これは論理の問題としての表現であり、実際の成立過程について言うならば、評が先行し、五十戸は後出である。
- (6) 森公章「評制下の国造に関する一考察」『古代郡司制度の研究』二〇〇六年 吉川弘文館 所収 初出一九八六年
- (7) 丸山裕美子「日本古代における二つの『国境』の成立・覚書」(上川通夫編『国境の歴史文化』二〇〇二年 清文堂 所収)
- (8) 黛弘道「国司制の成立」『律令国家成立史の研究』一九八二年 吉川弘文館 初出一九六〇年
- (9) 森氏は、「評制下の地方支配と令制国の成立時期」『日本歴史』六五七号二〇〇三年)においても、その点を再確認されている。
- (10) 鎌田元一「評の成立と国造」『律令公民制の研究』二〇〇一年 塙書房 所収 初出一九七七年
- (11) 仁藤敦史「七世紀後半における公民制の形成過程」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一七八集 二〇一三年
- (12) 直木孝次郎「古事記の国名表記について」(『飛鳥奈良時代の研究』一九七五年 塙書房 所収 初出一九七二年)
- (13) 野村忠夫「律令的行政地名の確立過程——ミノ関係の木簡を手掛りに——」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻 一九七八年 吉川弘文館 所収)

- (14) 鎌田元一「律令制国名表記の成立」(『前掲書』所収 初出一九九五年)
- (15) 拙稿『新修名古屋市史』第一卷第六章第一節(名古屋史 一九九七年)
- (16) 拙稿『前掲書』第一卷第六章第三節
- (17) 市大樹「飛鳥藤原出土の評制下荷札木簡」(『飛鳥藤原木簡の研究』二〇一〇年 塙書房 所収 初出二〇〇六年)
- (18) 『藤原宮木簡二 解説』(奈良国立文化財研究所史料)第十八冊 一九八一年
- (19) 青木和夫「雇役制の成立」(『日本律令国家論攷』一九九二年 岩波書店 所収 初出一九五五年)
- (20) 狩野久「品部雑戸制論」(『日本古代の国家と都城』一九九〇年 東京大学出版会 所収 初出一九六〇年)
- (21) 新井喜久夫「官員令別記について」(『日本歴史』一六五号 一九六二年)
- (22) 井上辰雄「『民部省式』をめぐる諸問題」(『日本歴史』二六二号 一九七〇年)